佐倉市防犯カメラ等設置事業補助金　　募集案内

1．制度の目的

「佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例」(以下、「条例」といいます。)に基づき、市内の自治会・町内会・区が、犯罪の防止のため公共の場所に向けて設置する防犯カメラ（防犯カメラと併せて設置する防犯灯も可）の設置費用を補助し、安全で安心なまちづくりを推進することを目的とします。

2．制度の概要

補助の対象者

市内の自治会・町内会・区（以下、「自治会等」といいます。）

補助対象となる防犯カメラ・防犯灯

補助対象となる防犯カメラ・防犯灯（以下、「防犯カメラ等」といいます。）は、次のとおりです。

【防犯カメラ】

次の①～③すべてに該当する防犯カメラが補助対象となります。

①犯罪を防止することを目的として設置されるもの

②犯罪を防止するため、公共の場所に向けて、特定の場所に設置されたビデオカメラその他の撮影機器であって、録画機能を有するもの

※公共の場所とは、道路・公園など不特定多数の人が通行する場所をいいます。

③撮影された映像のうち、公道（不特定多数の人が通行する私道を含む。）の映像面積が２分の１以上であって、特定の個人、建物等を監視しないこと

※マンション等の内部や敷地、駐車場内を監視するためのカメラなどは、この事業の対象外です。

※リースやレンタルで設置するものは対象外です。

【防犯灯】

防犯カメラと併せて設置し、次の①～③すべてに該当する防犯灯が補助対象となります。

①防犯カメラの視認性を向上させる照度（防犯カメラから４メートル先の歩行者の行動などが認識できる明るさがあること　０．２４ルクス以上）を確保できるもの
②防犯カメラと同一の支柱に設置
③光源を防犯カメラのレンズから３０㎝以上離していること

補助の対象となる経費

○防犯カメラ等の購入および取付工事に要する経費
○防犯カメラの表示看板の設置費用
※表示看板の設置場所は、防犯カメラの柱に設置するようお願いします。

補助の対象とならない経費

○防犯カメラ等の設置場所に関する既存設備の撤去又は移設に要する経費
○土地の造成又は土地若しくは建物等の使用、取得若しくは補償に要する経費
○防犯カメラ等の維持管理及び保守管理に要する経費
○防犯カメラに係るモニターの設置に要する経費

補助額

①防犯カメラ　設置に要した経費の２分の１以内の額（１台につき２０万円を限度）
②防犯灯　　　設置に要した経費の２分の１以内の額（１基につき　５万円を限度）
※①②とも１，０００円未満の端数があるときは切り捨てます。

３．補助金の交付の条件

次の条件を全て満たすことを交付条件とします。
○交付の申請を行う前に、条例第７条１項の規定により、市長に対し設置運用基準を届け出ていること。
※【設置運用基準の届出について】を参照のこと
○防犯カメラ等の設置について、交付の申請を行う前に、設置場所の周辺の住民への説明を行うこと。
○交付の申請を行う前に、防犯カメラ等の設置場所、管理運用等に関し、佐倉警察署長及び市長と協議をすること。
○防犯カメラ等の設置に対し、他の法令等により、国、県又は市から同種の補助金の交付を受けていないこと。
○補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書を提出する時点において、自治会等の決算認定その他の確定手続が完了していない場合は、その完了後、

速やかに決算書など、その内容を証する書類を市長に提出すること。

○補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、常にその管理状況を明らかにすること。

○補助事業等の完了後、市長から要求があったときは、取得財産の現況について報告すること。

○取得財産については、補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。

○取得財産を移設する必要が生じた場合又は破損等により使用することができなくなった場合は、市長にその旨とその後の対策について報告すること。

○その他市長が必要と認める条件

【設置運用基準の届出について】

「佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例」第７条第１項の規定にある届出が必要となります。

「防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準届」を危機管理室に提出してください。

添付書類
- 防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準（設置運用基準）
- 防犯カメラの設置の場所及び撮影の範囲を記載した図面
- 設置する表示看板の図面

※設置後、上記の事項が遵守されなければ、「佐倉市補助金等の交付に関する規則」に基づき補助金の返還請求を行う場合があります。

４．その他

管理運用について

○防犯カメラ等の維持・保守管理（電気料・保守点検・修繕料など）に必要な経費は、自治会等の負担となります。

○条例及び自治会等で定めた設置運用基準により、管理運用を行っていただきます。

○補助金の交付を受けた自治会等は、市長から要求があったときは、防犯カメラの運用状況等について、市長に報告する必要があります。

その他

○見積書の記載事項について、次の点にご注意ください。

- 交付申請時の見積書の日付は、申請日のおおむね１か月前から申請日の前日までとしてください。

・あて先は自治会等名としてください。
・見積書、請求書、領収書の金額が違う場合、補助することができません。

○市から「補助金交付決定通知書」が届いてから契約を行い、工事に着手するようお願いします。

○工事完了後は速やかに危機管理室までご連絡ください。市で設置状況の確認を行いますので、確認の際は立会いをお願いします。なお、工事着工日・完了日の日付を必ず控えておいてください。

○市からの補助金交付は、工事完了後になります。

○実績報告の際に提出する現況写真には、防犯カメラの表示も含めて提出するようお願いします。

5．申請手続きについて

事業の連絡等

○平成２９年度の防犯カメラ等の補助金の予算は２００万円となっており、予算の範囲内での補助となります。

○平成２９年度に補助金を活用し、防犯カメラ等の設置を希望される自治会等におかれましては、まず、危機管理室へその旨ご連絡をいただいた上で、市との打合わせをお願いします。

事前協議書の提出

○市との打合わせ後に「事前協議書」の作成をお願いいたします。

○事前協議書は、**平成２９年６月２日（金）まで**に危機管理室へ提出してください。

※提出期限後に補助金を活用した設置を希望することとなった場合などは、個別に相談をお受けしますので、危機管理室へご連絡ください。

【提出していただく書類】
事前協議書及び下記の書類
①防犯カメラ等の設置予定場所及び撮影範囲を記載した図面
②防犯カメラ等の設置予定場所の現況写真
③防犯カメラ等の購入及び設置に要する費用に係る見積書とその内訳書の写し
【提出方法】
持参又は郵送
【提出先】
危機管理室

交付申請書の提出

○事前協議書を提出後、危機管理室と事前協議が完了しましたら、「補助金交付申請書」の提出をお願いします。
○補助金交付申請書は、**平成２９年８月１０日（木）まで**に危機管理室へ提出してください。

【提出していただく書類】
① 様式第１号「佐倉市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書」
② 事業計画書
③ 収支予算書及び前年度決算書
④ 設置予定場所の現況写真
⑤ 防犯カメラの購入及び設置に要する費用に係る見積書並びにその内訳書の写し
⑥ 設置する防犯カメラの仕様書の写し
⑦ その他市長が必要と認める書類
【提出方法】
持参又は郵送
【提出先】
危機管理室

交付の決定について

○平成２９年９月中旬ごろに交付決定を行い、「補助金交付決定通知書」を送付いたします。

工事について

○補助金交付決定通知がお手元に届いてから、契約を行い、工事着工をしてください。
○工事完了後に「実績報告書」の提出をお願いします。

6．平成３０年度以降に補助金を活用して設置を希望する場合

平成３０年度以降に設置を希望する場合は、設置を希望する年度の前年度の１０月末までに危機管理室へご連絡ください。

お問い合わせ先
危機管理室　防犯・安全安心対策班
電話　０４３－４８４－６１６１